

別表六（二）付表六の記載の仕方

1 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

(1) この明細書は、通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。以下この記載要領において同じです。）が法第69条第18項又は第19項《外国税額の控除》（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。(2)イにおいて同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「税額控除不足額相当額6」の欄の記載に当たっては、次によります。

イ 通算法人の対象事業年度（法第69条第18項に規定する対象事業年度をいいます。以下1において同じです。）について同条第20項の規定の適用を受ける場合（ロに規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(5)－(1)又は」を消します。

ロ 既に通算法人の対象事業年度について法第69条第21項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき同条第20項の規定の適用を受けるとき（ハ及び(3)において「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（(3)ロにおいて「直近修正申告書等」といいます。）に基づき別表六(二)付表六「6」の金額として計算される金額を記載します。

ハ イに規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消します。

(3) 「税額控除超過額相当額7」の欄の記載に当たっては、次によります。

イ 通算法人の対象事業年度について法第69条第20項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(1)－(5)又は」を消します。

ロ 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表六(二)付表六「7」の金額として計算される金額を記載します。

ハ イに規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消します。

2 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

(1) この明細書は、通算法人が地方法人税法第12条第8項又は第9項《外国税額の控除》（これらの規定を同条第13項及び第14項において準用する場合を含みます。(2)イにおいて同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「税額控除不足額相当額13」の欄の記載に当たっては、次によります。

イ 通算法人の対象課税事業年度（地方法人税法第12条第8項に規定する対象課税事業年度をいいます。以下この記載要領において同じです。）について同条第10項の規定の適用を受ける場合（ロに規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(12)－(8)又は」を消します。

ロ 既に通算法人の対象課税事業年度について地方法人税法第12条第11項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象課税事業年度につき同条第10項の規定の適用を受けるとき（ハ及び(3)において「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（(3)ロにおいて「直近修正申告書等」といいます。）に基づき別表六(二)付表六「13」の金額として計算される金額を記載します。

ハ イに規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消します。

(3) 「税額控除超過額相当額14」の欄の記載に当たっ

ては、次によります。

イ 通算法人の対象課税事業年度について地方法
人税法第12条第10項の規定の適用を受ける場合
(既に修正申告等があった場合を除きます。)に
は、「((8)-(12)) 又は」を消します。

ロ 既に修正申告等があった場合には、直近修正

申告書等に基づき別表六(二)付表六「14」の金額
として計算される金額を記載します。

ハ イに規定する場合及び既に修正申告等があっ
た場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除
超過額相当額」を消します。